JR３駅の利用促進等通学定期券購入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、筑北村内にある西条駅、坂北駅及び冠着駅（以下「３駅」という。）の利用者の維持・確保並びに３駅を利用する児童、生徒及び学生の通学費用の負担軽減を図るため、通学定期券の購入費用の一部を助成する補助金の交付に関し、筑北村補助金交付規則（平成17年筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 通学定期券　３駅のいずれかの窓口で現金で購入したJR通学定期券をいう。
2. 利　用　者　通学定期券を購入し、村外の小中学校、高等学校、専門学校及び大学等へ通学する者又は村内の高等学校及び専門学校へ通学する者をいう。
3. 申　請　者　前号に掲げる者をいう。但し利用者が小中学校の児童及び生徒又は高校生の場合はその保護者をいう。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第３条　補助対象経費は、前年度の３月１日から当年度２月28日までに購入した通学定期券１枚分の購入費用とし、補助金の額は、通学定期券購入費用の２割（100円未満は切り捨てる。）とする。但し、10,000円を上限とする。

２　補助回数は、利用者１名につき年度１回限りとする。

（補助金の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学定期券購入補助金交付申請（請求）書（様式第１号）に必要書類を添付して、各年度３月28日までに村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第５条　村長は、前条の申請（請求）書の提出があったときは、内容を審査のうえ補助金の交付条件に適合すると認めたときは、通学定期券購入補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。

２　村長は、当該申請書に係る内容を審査した結果、補助金の交付を行わないことを決定したときは通学定期券購入補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第６条　村長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助金を返納させることができる。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年９月16日から施行する。

　この要綱は、告示の日から施行し、令和5年3月1日から適用する。